

令和 5 年度 丸亀市一般廃棄物処理実施計画（案）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定により、令和 5 年度における丸亀市一般廃棄物処理基本計画 後期計画（令和 4 年丸亀市告示第 1271 号。以下「基本計画」という。）の実施のために必要なごみ処理に関する実施計画を次のように定める。

1 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

基本計画で定めた一般廃棄物の排出量及び見込みは別紙 1・2 のとおりである。

2 家庭系ごみ等の処理

- (1) 市民は各世帯に配布された「丸亀市ごみ収集カレンダー」に則して家庭で発生するごみを排出し、市は生活環境の保全上支障が生じないように収集し、運搬し、処理するものとする。
- (2) これまで不燃ごみとして排出していた「使用済小型電子機器等」について、ごみの減量化による最終処分場の延命やレアメタル等資源の保全を図るため、市役所や市民総合センター、市民センター、各コミュニティセンター、学校等に回収ボックスを設置する「ボックス収集」を実施するとともに、粗大ごみの内、対象品目を無料収集する「ピックアップ収集」を継続して実施する。
- (3) 次のごみについては、必要に応じて市が対応する。
 - ア 地域住民による公共の場所及び河川等の一斉清掃等のごみ
 - イ 公共の場所等に不法投棄されたごみで、原因者、土地の管理者等による処理が著しく困難なもの
 - ウ 災害等により生じたごみその他環境保全上処理が必要なごみ

3 事業系ごみの処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）第 3 条の規定に基づき、事業活動により生じたごみは、事業者自らがその責任において適正に処理を行うものとする。

4 一般廃棄物の排出の抑制のための方策

基本計画に定めたもののほか、具体的な施策は別紙 3 のとおりである。
また、各施策の進行管理については、実施計画進行管理票を作成し行う。